

令和8年度若者の採用促進事業 魅力ある職場づくりアドバイザー派遣実施要綱

1 趣旨

若者の採用や定着等に課題を感じ、多様で柔軟な働き方ができる環境整備を目指す県内事業者に対し、高度な知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、若者に選ばれる魅力ある職場づくりを支援する。

2 派遣対象者

本事業において派遣の申込みができる者は、県内に本社・事業所があり、多様で柔軟な働き方ができる環境整備を目指す事業者とする。

ただし、大企業（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しない会社）は除く。

3 申請回数

同一事業者による本事業への申請は1年につき1回までとする。

4 派遣回数

原則として、アドバイザーの派遣は、同一の事業者に対して令和9年3月19日までに3回以内とする。

5 アドバイザーの活動

県から派遣依頼を受けたアドバイザーは、事業者からの申請に基づき、若者に選ばれる魅力ある職場づくりに向けた支援活動を行うものとする。また、アドバイザーは、派遣終了後速やかに「令和8年度若者の採用促進事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣業務報告書（様式5）」を青森県こども家庭部若者定着還流促進課（以下「県」という）へ提出する。

6 学生によるアドバイス

県内の大学生（学生の県内定着促進事業で募集した学生リポーター）1名が、本要綱「5」に掲げる支援活動に同行し、学生目線での勤務制度や福利厚生、労働環境等についてのアドバイスをを行う。同行した学生は、同行後速やかに「令和8年度若者の採用促進事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣業務学生アドバイスシート（様式8）」を県へ提出する。

7 申込みの手続き

- (1) アドバイザー派遣を希望する者は、県に相談し、若者の採用や定着等に関する課題等を整理したうえで、「令和8年度若者の採用促進事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣申請書（様式1）」を提出する。なお、学生によるアドバイスを希望する場合は、その旨申請書に記載する。
- (2) 県は、提出された申請書等を審査し、派遣が適当と判断される場合は、適切なアドバイザーを選定し、派遣日程等について申請者と派遣予定のアドバイザーとの調整を行う。なお、申請者が学生によるアドバイスを希望する場合は、「令和8年度若者の採用力向上事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣業務学生派遣チェックリスト（様式7）」により同行学生を選定するとともに日程調整等を行う。
- (3) 県は、派遣日程等を決定した場合は、派遣するアドバイザーに対して「令和8年度若

者の採用促進事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣依頼書（様式2）」により指導及び助言等を依頼するとともに、申請者に対して、「令和8年度若者の採用促進事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣決定通知書（様式3）」により派遣決定及び派遣日程等を通知する。また、同行学生に対して「令和8年度若者の採用力向上事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣業務学生派遣依頼書（様式6）」により派遣日程等を通知する。

- (4) 申請者は、派遣終了後速やかに、「令和8年度若者の採用促進事業魅力ある職場づくりアドバイザー派遣利用報告書（様式4）」を県へ提出する。

8 アドバイザー派遣等の経費負担

アドバイザー派遣に係る謝金及び旅費については、県の規定の範囲内で原則県が支払うものとする。また、同行する学生に対する旅費についても同様とする。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。